

第50号議案

春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年9月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物の収集、運搬又は保管について、市及び市からの委託又は許可を受けた者以外の行為を禁止すること等に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成17年条例第21号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第10章 補則(第34条―第37条)」

を

「第10章 補則(第34条―第37条)」

第11章 罰則(第38条・第39条)」

に改める。

第18条の次に次の2条を加える。

(収集、運搬又は保管の禁止等)

第18条の2 市及び市からの収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、家庭系廃棄物のうち、一般廃棄物処理基本計画に基づき排出されたものの収集、運搬又は保管(以下「収集等」という。)を行ってはならない。

2 市及び市からの収集又は運搬の許可を受けた者以外の者は、事業系一般廃棄物のうち、一般廃棄物処理基本計画に基づき排出されたものの収集等を行ってはならない。

3 市長は前2項の規定に違反する行為を行っていると認める者に対し、収集等を行わないように指導することができる。

4 市長は前項の規定による指導を受けた者が更に収集等を行っているとき、その者に対し、収集等を行わないよう勧告することができる。

5 市長は前項の規定による勧告を受けた者が更に収集等を行っているとき、その者に対し、収集等を行わないよう命ずることができる。

(公表)

第18条の3 市長は前条第5項の規定による命令を受けた者がその命令に従わなかったときは、その者の名称又は氏名及び違反の内容を、規則で定めるところにより公表することができる。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

第37条の次に次の章名及び2条を加える。

第11章 罰則

第38条 第18条の2第5項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。